

正式名称		リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険
引受保険会社		<b>複数の生命保険会社による共同引受</b> (事務幹事会社:富国生命保険相互会社)
保険契約者		全国保証株式会社
<b>+</b> 0	加入時年齢	申込時および融資実行時の年齢が満 18 歳以上満 65 歳未満
加入条件	完済時年齢	満 80 歳未満
IT	加入限度額	1 億円(保障累計額)
告知書の有効期間		申込日(告知日)から1年以内

### ご加入に際して特にご注意いただきたい事項

- ●被保険者となられる方(ローン債務者)には健康状態などについて告知していただく義務があります。ご加入にあたっては 過去の傷病歴、現在の健康状態、身体の障がいなど、事務幹事会社である富国生命保険相互会社が「申込書兼告知書」でお たずねする事項について、被保険者となられる方ご本人が、事実をありのままに正確に告知してください。故意または重大 な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と異なることを告知した場合には保障開始日から2年以内であれば告知 義務違反として契約が解除される場合があります。
- ●被保険者となられる方の現在または過去の健康状態などによっては、ご加入をお断りすることがあります。
- ●借換融資の場合は以下の事項にご留意ください。
- ・借換前の保障は終了し、あらためて保険契約にご加入いただくので、借換前の契約からの継続的な保障はいたしません。
- ・新規融資にともなうご加入と同様に告知義務があります。
- ・告知が必要な傷病歴などがある場合は、新たな加入のお引受けができなかったり、その告知をされなかったために解除と なり、保険金のお支払いができない場合があります。

### 団体信用生命保険契約に関する連絡先

● お手続きや当制度の内容に関するご照会につきましては、**まずは金融機関などにお問合わせください**。ご加入に際しての「告知方法」に関してご不明な点がある場合は、以下の団体信用生命保険専用電話番号へご連絡ください。

団体信用生命保険 専用電話番号 富国生命保険相互会社 団体信用グループ 0476-47-5378

※この連絡先は、団体信用生命保険専用窓口です。他の保険商品に関するご照会には対応できませんのでご了承ください。 また、団体信用生命保険への加入申込の結果や保険金支払請求の結果の確認、各種お手続きにつきましては金融機関へお問 合わせください。

富国一団提一2022-30 (2022.7.26)

### 住宅ローンをご利用のお客さまへ



# 全国保証

# 团体信用生命保険 (住宅口三)团信)

死亡保障・高度障害保障 ~お客さまの大切なマイホームを守ります~



住宅ローンの返済期間中に、保険金の支払事由に該当した時に、生命保険会社(引受保険会社)から金融機関に対して支払われる保険金がローン残額の弁済に充当される保険です。

この保険の詳細については、「申込書兼告知書」に添付の「ご契約内容(契約概要)」、「特に重要なお知らせ(注意喚起情報)」、「申込書兼告知書のご記入にあたってご確認いただきたい事項」、「リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険のご説明」「個人情報の取扱いについて」を必ずご確認ください。

(お問い合わせ先金融機関)



for your dream and happiness

# リビング・ニーズ特約付

# 団体信用生命保険の

(住宅ローン団信)



家を購入する時に、住宅ローンを組もうと すると、「団体信用生命保険」という保険 に出会います



マイホームの購入は、人生でもっとも大きな買い物のひとつです。その際に利用する住宅ローンの返済は、 何十年も続きます。返済途中でもしものことが起きたら、残りの住宅ローンはどうすれば良いのでしょうか? 返済ができない場合、マイホームはどうなってしまうのでしょうか?

### これを解決してくれるのが、団体信用生命保険です

大切なマイホームを守ってくれるのが団体信用生命保険、通称「団信」です。団体信用生命保険は、住宅ロー ンを利用されている方が、返済途中でお亡くなりになったり、高度障害状態等になった場合に、ご本人に代 わって生命保険会社が住宅ローンの残高を支払ってくれる、というものです。

団信が役に立つ具体例

### (ローン債務者の妻)

夫が交通事故で突然死亡。子供を育てな がら、今まで通りの返済は難しいと心配 したが、団信により住宅ローンは完済。

### (ローン債務者本人)

脳卒中で倒れ、長期にわたり入院。会社 も退職したが、高度障害状態と認定され たため、団信により住宅ローンは完済。



- 団体信用生命保険の申込時にどのような書類が必要ですか?
- A1 申込書兼告知書が必要です。
- **Q2** 団体信用生命保険の保障はいつから開始されますか?
- A2 融資実行日または引受保険会社が加入を承諾した日のいずれか遅い日になります。
- Q3 保険金はどのように支払われるのですか?
- A3 被保険者となる方(ローン債務者)が住宅ローン返済中に保険金の支払事由に該当した場合に、その時点の住宅ローンの 残高に応じて、金融機関が引受保険会社から保険金を受け取ります。これにより、ご遺族の方(高度障害状態の場合は被保 険者ご本人さま)は、その後の住宅ローンの返済が不要になります。

なお、保険金が支払われる場合であっても、遅延利息や延滞損害金などをご負担いただく場合があります。

# 商品の特徴

団体信用生命保険とは、住宅ローンなどを借り入れられた方について、その債務の返済期間中に保険金の支 払事由に該当された場合に、保険金をもって債務の弁済(債権の回収)を行うため、金融機関などの債権者 または金融機関などから融資を受けられた方の債務を保証する保証会社を契約者として運営する団体保険商 品です。また、保険金額は債務残高に応じて定まり、債務の返済に応じて逓減します。



### ◎死亡保険金

被保険者が死亡した場合に、住宅ローン残高が支払われます。

### ◎リビング・ニーズ特約保険金

余命6ヵ月以内と判断される場合\*に住宅ローン残高が支払われます。 ※余命の判断は、医師の診断にもとづき生命保険会社が行います。

### ◎高度障害保険金

被保険者が保障開始日以後の傷害または疾病によって、所定の高度障害状態に該当した場合に、住宅ロー ン残高が支払われます。

### 所定の高度障害状態とは以下の状態をいいます。

- ①両眼の視力を全く永久に失ったもの
- ②言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- ③中枢神経系または精神に著しい障がいを残し、終身常に介護を要するもの
- ④胸腹部臓器に著しい障がいを残し、終身常に介護を要するもの
- (5)両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- ⑥両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- ⑦1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- ⑧1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

詳細については、「申込書兼告知書」の「ご契約内容(契約概要)」をご確認ください。

### 3大疾病団信の概要 この保険は、全国保証株式会社(以下、「全国保証」といいます)を保険契約者および保険金受取人とし、金融機関から融資を 受けている債務者を被保険者とする生命保険契約で、被保険者が保険期間中にお支払事由に該当された場合に、引受生命 特 保険会社が所定の保険金を保険金受取人である全国保証に支払い、その保険金を被保険者の債務の返済に充当するしくみ の団体保険です。 リビング・ニーズ特約 死亡保険金 高度障害保険金 保険金等名称 3大疾病保険金 保険金 保険金額は債務残高に応じて定まり、債務の返済に応じて変動(逓減)します。 3大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険には、他のお借入も含め、被保険者一人あたりの保険金額に 保険金額等 所定の限度額があります。また、今回のお申込みとは別の団体信用生命保険(特約付の団体信用生命保険を含む)にご加入 の場合、通算した所定の限度額もあります。 )告知義務違反による解除 ()詐欺による取消し・不法取得目的による無効の場合 ○重大事由による解除の場合(反社会的勢力に該当すると認められたときなどを含みます。) 〉保障開始日よりも前に発生した傷害や疾病を原因として高度障害状態や、急性心筋こうそく・ 脳卒中になられたとき(その傷害や疾病について告知いただいたうえでご加入されたとして 保険金が も、お支払いの対象とはなりません。 支払われない )保障開始日から1年以内に自殺されたとき )保障開始日前に所定の悪性新生物に罹 場合 被保険者の故意により高度障害状態またはリビング・ニーズ特約保険金の 患していたと診断確定されていたとき (被保険者が右 お支払事由に該当されたとき (被保険者ご本人がその事実を知ってい 記のような事由 保険契約者または保険金受取人の故意により死亡または高度障害状態また るといないとにかかわらずお支払対象 に該当する場合 はリビング・ニーズ特約保険金のお支払事由に該当されたとき 外です。) は、保険金をお )戦争その他の変乱により死亡または高度障害状態またはリビング・ニーズ )保障開始日からその日を含めて90日以 支払いできない 特約保険金のお支払事由に該当されたとき 内に所定の悪性新生物と診断確定され ことがありま ているとき す。) )保障開始日からその日を含めて90日以 内に診断確定された所定の悪性新生物 の再発・転移等と認められるとき(再発・ 転移等ではなく新たに原発した悪性新 生物と診断確定された場合は、お支払い の対象となります。) 融資実行日(借換え融資の場合は、借換え日)または事務幹事保険会社がご加入を承諾した日のいずれか遅い方の日となり 保障開始日

### これらの契約 ○融資を受けた金融機関の債務者でなくなったとき からの脱退 ○保険金のお支払事由に該当したとき

○融資について期限の利益を失ったとき

○所定の年齢に達したとき

- \*1 「所定の高度障害状態」とは、次のいずれかの状態のことをいいます。①両眼の視力を全く永久に失ったもの、②言語またはそしゃくの機能 を全く永久に失ったもの、③中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの、④胸腹部臓器に著しい障害を残し、 終身常に介護を要するもの、⑤両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの、⑥両下肢とも、足関節以上で 失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの、⑦1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く 永久に失ったもの、⑧1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの
- \*2 「所定の悪性新生物」および「診断確定」につきましては、別資料「3大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険 重要事項 に関するご説明」の『契約概要 3.保険金のお支払いについて』および『3大疾病保険金のお支払い対象となる悪性新生物・急性心筋こうそ く・脳卒中』をご参照ください。なお、所定の悪性新生物には、上皮内がん、皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんは含まれません。
- \*3 「病院または診療所において所定の手術を受けたとき」の「病院または診療所」および「所定の手術」の詳細につきましては、別資料「3大 疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険 重要事項に関するご説明」の『契約概要 3.保険金のお支払いについて』およ び『3大疾病保険金のお支払い対象となる悪性新生物・急性心筋こうそく・脳卒中』をご参照ください。
- \*4 「所定の脳卒中」、「所定の急性心筋こうそく」、および、それらを原因とする「所定の状態」につきましては、別資料「3大疾病保障特約付リ ビング・ニーズ特約付団体信用生命保険 重要事項に関するご説明」の『契約概要 3. 保険金のお支払いについて』および『3大疾病保険 金のお支払い対象となる悪性新生物・急性心筋こうそく・脳卒中』をご参照ください。

保険正式名称	3大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険	
引受保険会社	複数の生命保険会社による共同引受 (事務幹事保険会社:明治安田生命保険相互会社)	

・これらの保険の詳細については、「申込書兼告知書」に添付の「3大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険 重要事項に関す るご説明」、および、「申込書兼告知書」裏面の「3大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険のご説明」を必ずご確認ください。

# 3大疾病団信

詳しくはこちらの二次元 コードから専用サイトへ ジャンプ!!

<3大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険>



# 1 ご加入について

### ①加入対象者

新たにご融資を受けられる所定の年齢範囲内の方のうち、 事務幹事保険会社が承諾した方がご加入いただけます。 ただし、以下に該当する場合は、3大疾病保障特約付リビ ング・ニーズ特約付団体信用生命保険にはご加入いただ

●がん(悪性しゅよう・肉腫・悪性リンパ腫・白血病・上皮 内がん・皮膚がんを含みます)の既往歴のある方

### ②加入手続き

「申込書兼告知書」をご提出いただきます。なお、借入金 額(保険金額)が通算で5,000万円を超える場合には、事 務幹事保険会社所定の「専用診断書」をご提出ください。 また、告知の内容によっては医師の診断書等を追加して ご提出いただくことがあります。

※健康状態によっては、ご加入をお断りする場合もござい ますのであらかじめご了承くださいますようお願い申し上 げます。

取扱金融機関



for your dream and happiness

MY-A-22-LF-005980 (2022.8)

# 2 特徵

3

大

疾

ご加入者が保険期間中に以下のお支払事由に該当された場合に、保険金をお支払いし、債務の返済に充当するしくみの団体保険です。(以下、(\*)は当チラシの4頁をご参照ください)

死亡

死亡されたとき

高度障害

保障開始日以後の傷害または疾病により、 所定の高度障害状態になられたとき (\*1)

### リビング・ニーズ 余命6ヵ月以内と判断されるとき

がん

所定の悪性新生物(がん)に罹患したと医師によって病理 組織学的所見(生検)により診断確定されたとき (\*2)

脳卒中

保障開始日以後の疾病を原因として、保険期間中に次のいずれかの状態に該当されたとき ①所定の脳卒中を発病し、その脳卒中の治療を直接の目的として、 病院または診療所において手術を受けたとき (\*3)

または

②所定の脳卒中を発病し、その脳卒中により初めて医師の診療を受けた日からその日を 含めて60日以上、所定の状態が継続したと医師によって診断されたとき(\*4)

病 急性心筋 こうそく 保障開始日以後の疾病を原因として、保険期間中に次のいずれかの状態に該当されたとき ①所定の急性心筋こうそくを発病し、その急性心筋こうそくの治療を直接の目的として、 病院または診療所において手術を受けたとき (\*3)

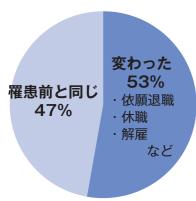
または

②所定の急性心筋こうそくを発病し、その急性心筋こうそくにより初めて医師の診療を 受けた日からその日を含めて60日以上、所定の状態が継続したと医師によって診断さ れたとき (\*4)

### 万一への備え(死亡・高度障害)

### 3大疾病への備え

がん罹患後の勤務先での就労状況



出典:厚生労働省 労働基準局 治療と職業生活の両立等の支援に関する検討会 「第2回 治療と職業生活の両立等の支援に関する検討会 (2012年3月12日)」資料より

介護が必要となった主な原因(40~64歳)

宅

口

ン

残高

を

保障

Ш

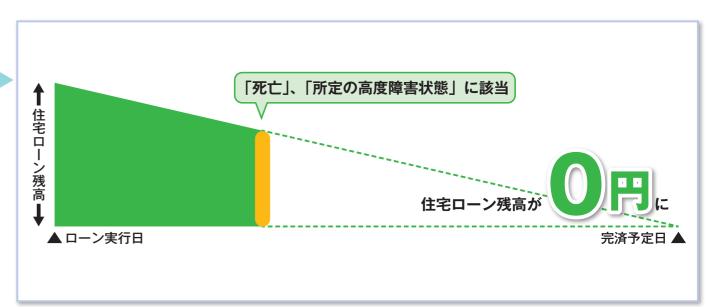
完済

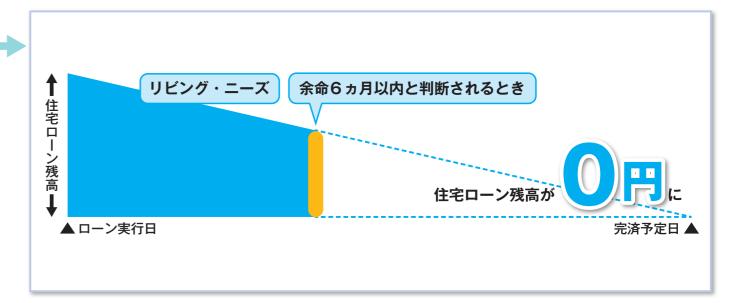


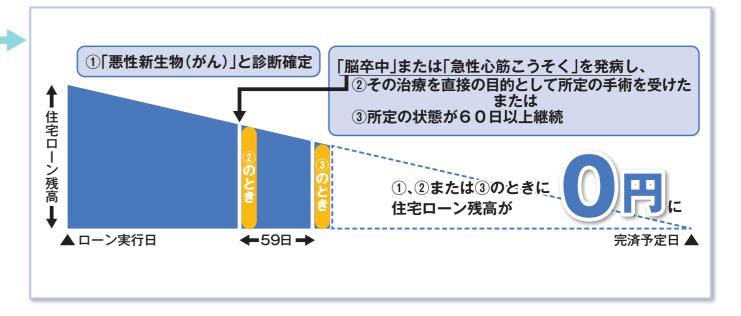
出典:厚生労働省「国民生活基礎調査」(令和元年)

# 3 お支払いのイメージ

お支払事由により、該当する時期やお支払いの対象となる金額は異なります。







2

	正式名称	団体信用就業不能保障保険・ リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険	
31	受保険会社	団体信用就業不能保障保険:富国生命保険相互会社 リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険:複数の生命保険会社による共同引受 (事務幹事会社:富国生命保険相互会社)	
	呆険契約者	全国保証株式会社	
₽D	加入時年齡	申込時および融資実行時の年齢が満 18 歳以上満 50 歳未満	
加入条件	完済時年齢	満 80 歳未満	
"	加入限度額	1 億円(保障累計額)	
告知書の有効期間		申込日(告知日)から1年以内	

### ご加入に際して特にご注意いただきたい事項

- 告知日現在、病気やけがにより休職中、休業中の方は団体信用就業不能保障保険にはご加入できません。(団体信用生命保険 契約は査定によりご加入の可能性はあります。)
- ●被保険者となられる方には健康状態などについて告知していただく義務があります。ご加入にあたっては過去の傷病歴、現 在の健康状態、身体の障がいなど、事務幹事会社である富国生命保険相互会社が「申込書兼告知書」でおたずねする事項に ついて、被保険者となられる方ご本人が、事実をありのままに正確に告知してください。故意または重大な過失によって、 事実を告知されなかったり、事実と異なることを告知した場合には保障開始日から2年以内であれば告知義務違反として契 約が解除される場合があります。
- ●被保険者となられる方の現在または過去の健康状態などによっては、ご加入をお断りすることがあります。
- ●借換融資の場合は以下の事項にご留意ください。
- ・借換前の保障は終了し、あらためて保険契約にご加入いただくので、借換前の契約からの継続的な保障はいたしません。
- ・新規融資にともなうご加入と同様に告知義務があります。
- ・告知が必要な傷病歴などがある場合は、新たな加入のお引受けができなかったり、その告知をされなかったために解除と なり、保険金や給付金のお支払いができない場合があります。

### 団体信用生命保険契約に関する連絡先

●お手続きや当制度の内容に関するご照会につきましては、まずは金融機関などにお問合わせください。ご加入に際 しての「告知方法」に関してご不明な点がある場合は、以下の団体信用生命保険専用電話番号へご連絡ください。

団体信用生命保険 専用電話番号

富国生命保険相互会社 団体信用グループ

0476-47-5378 平日9:00~17:00 (12/30~1/3を除く)

富国一団提一 2022 - 31 (2022.7.26)

※この連絡先は、団体信用生命保険専用窓口です。他の保険商品に関するご照会には対応できませんのでご了承ください。 また、団体信用生命保険への加入申込の結果や保険金支払請求の結果の確認、各種お手続きにつきましては金融機関へお問 合わせください。

# 

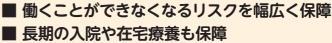
正式名称:団体信用就業不能保障保険・リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険

死亡または高度障害になったら(死亡保険金・高度障害保険金)

余命6ヵ月以内と判断されたら※(リビング・ニーズ特約保険金)

※余命の判断は、医師の診断にもとづき生命保険会社が行います。

### 所定の就業不能状態が1年を超えて継続したら(長期就業不能保険金)



■ ケガや病気などの原因を問わず保障

※精神障害、薬物依存、妊娠・出産など、お支払いの対象とならない場合があります。

所定の就業不能状態が3ヵ月を超えて継続し 以降就業不能状態が継続したら(就業不能給付金)





住宅ローン残高が



詳しくはこちらの 二次元コードから 専用サイトヘジャンプ!!



就業不能状態が継続する

期間のローン返済額が

(お問い合わせ先金融機関)

この保険の詳細については、「申込書兼告知書」に添 付の「ご契約内容(契約概要)」、「特に重要なお知ら せ(注意喚起情報)」、「申込書兼告知書のご記入にあ たってご確認いただきたい事項」、「ご留意いただきた い事項」「個人情報の取扱いについて」を必ずご確認 ください。

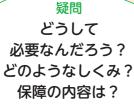


# トータルが成一ト回信のポイント

# '団体信用生命保険ってなに?

家を購入する時に、住宅ローンを組もうと すると、「団体信用生命保険」という保険

に出会います





マイホームの購入は、人生でもっとも大きな買い物のひとつです。その際に利用する住宅ローンの返済は、何十年も続きます。 返済途中でもしものことが起きたら、残りの住宅ローンはどうすれば良いのでしょうか?返済ができない場合、マイホーム はどうなってしまうのでしょうか?

### これを解決してくれるのが、団体信用生命保険です

大切なマイホームを守ってくれるのが団体信用生命保険、通称「団信」です。団体信用生命保険は、住宅ローンを利用され ている方が、返済途中でお亡くなりになったり、高度障害状態等になった場合に、ご本人に代わって生命保険会社が住宅ロー ンの残高を支払ってくれる、というものです。

### 団体信用生命保険



保険金額は 債務残高に応じて 定まります

団体信用生命保険とは、住宅ローンなど を借り入れられた方について、その債務 の返済期間中に支払事由に該当された場 合に、保険金をもって債務の弁済(債権 の回収)を行うため、金融機関などの債 権者または金融機関などから融資を受け られた方の債務を保証する保証会社を契 約者として運営する団体保険商品です。 また、保険金額は債務残高に応じて定ま り、債務の返済に応じて逓減します。

### 保障内容

- ◎死亡保険金
- ○高度障害保険金

被保険者が死亡した場合に、住宅ローン残高が支払われます。

◎リビング・ニーズ特約保険金 余命6ヵ月以内と判断される場合に住宅ローン残高が支払われます。

被保険者が保障開始日以後の傷害または疾病によって、所定の高度障害状態に該当した 場合に、住宅ローン残高が支払われます。

もし、ケガや病気で働けなくなったら… 長期の入院や在宅療養も保障

所定の就業不能状態が一定期間 継続した場合、給付金や保険金で ローン返済をサポート



### ケガや病気などの原因を 問わず、働くことができ なくなるリスクの備えが できます

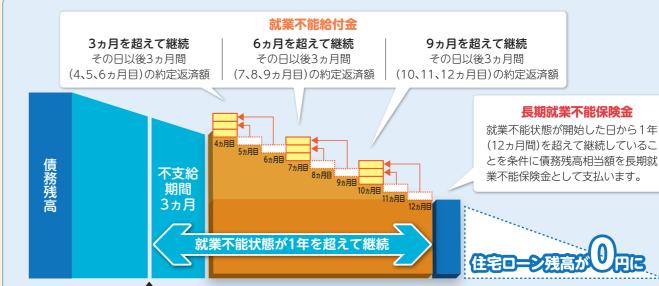
※精神障害、薬物依存、妊娠・出産など、 お支払いの対象とならない場合があ ります。

### 団体信用就業不能保障保険

就業不能状態開始

商品の特徴

・ イメージ図 ←



### 保障内容

### ◎就業不能給付金

被保険者が保障開始日以後の傷害または疾病を直接の原因として、所定の就業不能状態に該当し、その就業不能状態が該 当した日から起算して3ヵ月、6ヵ月、9ヵ月を超えて継続した場合、超えるごとにその後3ヵ月間の約定返済相当額(ボー ナス時返済がある場合、その返済額を含む。)が支払われます。

### ○長期就業不能保険金

被保険者が保障開始日以後の傷害または疾病を直接の原因として、所定の就業不能状態に該当し、その就業不能状態が該 当した日から起算して12ヵ月を超えて継続した場合に、住宅ローン残高が支払われます。

### 所定の就業不能状態について

「所定の就業不能状態」とは、以下の「入院」または「在宅療養」をしている状態をいいます。

入 院 「病院」もしくは「診療所」への治療を目的とした「入院」をしていること ※上記の「病院」もしくは「診療所」とは、次のいずれかに該当したものとします。

①医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所 ②上記①の場合と同等の日本国外にある医療施設

上記の「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、病院もしくは診療所に入り、 常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

在宅療養 以下のいずれかに該当する状態にあり、医師の指示による「在宅療養」をしていること

- ①身のまわりのある程度のことはできるが、しばしば介助が必要で、日中の50%以上は就床しており、自力では屋外への外 出等がほぼ不可能となったもの
- ②身のまわりのこともできず、常に介助を必要とし、終日就床を強いられ、活動の範囲がおおむねベッド周辺に限られるもの 上記の「在宅療養」とは、日本国内にある自宅等(病院および診療所以外の場所をいいます。)で治療、養生に専念 することをいいます。

### 3大トータルサポート団信の概要 この2つの保険は、全国保証株式会社(以下、「全国保証」といいます)を保険契約者および保険金等受取人とし、金融機関か ら融資を受けている債務者を被保険者とする生命保険契約で、被保険者が保険期間中にお支払事由に該当された場合に 特 引受生命保険会社が所定の保険金等を保険金等受取人である全国保証に支払い、その保険金等を被保険者の債務の返済に 充当するしくみの団体保険です。 保険金等名称 3大疾病保険金 長期就業不能保険金 就業不能給付金 保険金 保険金 保険金 保険金額は債務残高に応じて定まり、債務の返済に応じて変動(逓減)します。 給付金額は、当該給付金の支払 3大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険には、他のお借入も含め、被保険 事由に該当された日以後1ヵ月 保険金額等 者一人あたりの保険金額に所定の限度額があります。また、今回のお申込みとは別の団体信用生 以内に到来する約定返済日に 命保険(特約付の団体信用生命保険を含む)にご加入の場合、通算した所定の限度額もあります。 おける予定返済額となります。 ○告知義務違反による解除 ○詐欺による取消し・不法取得目的による無効の場合 )重大事由による解除の場合(反社会的勢力に該当すると認められたときなどを含みます。) 保障開始日よりも前に発生した傷害や疾病を原因として高度障害状態や就業不能状態、急性心筋こうそく・ 脳卒中になられたとき(その傷害や疾病について告知いただいたうえでご加入されたとしても、お支払いの対 象とはなりません。) 保障開始日から1年以内に自 保障開始日前に所定の悪性 ○保険契約者、被保険者または保険金等受取人の故意また 殺されたとき 新生物に罹患していたと診 は重大な過失 保険金等が )被保険者の故意により高度 断確定されていたとき(被保 つ被保険者の犯罪行為 ○被保険者の精神障害(※) 支払われない 障害状態またはリビング・ 険者ご本人がその事実を 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 場合 ニーズ特約保険金のお支払 知っているといないとにかか )被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転を (被保険者が右 事由に該当されたとき わらずお支払対象外です。) している間に生じた事故 記のような事由 )保険契約者または保険金受 )保障開始日からその日を ○被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相 に該当する場合 取人の故意により死亡また 含めて90日以内に所定 当する運転をしている間に生じた事故 は、保険金等を は高度障害状態またはリビ の悪性新生物と診断確定 )被保険者の薬物依存(※) ○被保険者の妊娠、出産 お支払いできな ング・ニーズ特約保険金のお されているとき )頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛その他の症状を訴 いことがありま 支払事由に該当されたとき 保障開始日からその日を含 えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他 す。) )戦争その他の変乱により死 めて90日以内に診断確定さ 覚所見のないもの(その症状の原因の如何を問いません。) 亡または高度障害状態また れた所定の悪性新生物の再 )地震、噴火または津波 ○戦争その他の変乱 はリビング・ニーズ特約保険 発・転移等と認められるとき (※)お支払対象とならない精神障害および薬物依存につ 金のお支払事由に該当され (再発・転移等ではなく新た いては、別資料「団体信用就業不能保障保険および3 たとき に原発した悪性新生物と診 大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生

保障開始日

融資実行日(借換え融資の場合は、借換え日)または事務幹事保険会社がご加入を承諾した日のいずれか遅い方の日となります。

### これらの契約 からの脱退

○融資を受けた金融機関の債務者でなくなったとき ○保険金のお支払事由に該当したとき ○融資について期限の利益を失ったとき

命保険 重要事項に関するご説明」の『長期就業不能保

険金および就業不能給付金のお支払い対象とならな

い精神障害、薬物依存』をご参照ください。

○所定の年齢に達したとき

### (備考)

\*1 「所定の高度障害状態」とは、次のいずれかの状態のことをいいます。①両眼の視力を全く永久に失ったもの、②言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの、③中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの、④胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの、⑤両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの、⑥両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの、①1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの、⑧1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

断確定された場合は、お支

払いの対象となります。)

- \*2 「所定の悪性新生物」および「診断確定」につきましては、別資料「団体信用就業不能保障保険および3大疾病保障特約付リビング・ニーズ 特約付団体信用生命保険 重要事項に関するご説明」の『契約概要 3. 保険金等のお支払いについて』および『3大疾病保険金のお支払い 対象となる悪性新生物・急性心筋こうそく・脳卒中』をご参照ください。なお、所定の悪性新生物には、上皮内がん、皮膚の悪性黒色腫以外 の皮膚がんは含まれません。
- \*3 「病院または診療所において所定の手術を受けたとき」の「病院または診療所」および「所定の手術」の詳細につきましては、別資料「団体信用就業不能保障保険および3大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険 重要事項に関するご説明」の『契約概要 3.保険金等のお支払いについて』および『3大疾病保険金のお支払い対象となる悪性新生物・急性心筋こうそく・脳卒中』をご参照ください。
- \*4 「所定の脳卒中」、「所定の急性心筋こうそく」、および、それらを原因とする「所定の状態」につきましては、別資料「団体信用就業不能保障保険および3大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険 重要事項に関するご説明」の『契約概要 3. 保険金等のお支払いについて』および『3大疾病保険金のお支払い対象となる悪性新生物・急性心筋こうそく・脳卒中』をご参照ください。
- \*5 「所定の就業不能状態」の詳細につきましては、別資料「団体信用就業不能保障保険および3大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険 重要事項に関するご説明」の『契約概要 3. 保険金等のお支払いについて』および『長期就業不能保険金および就業不能給付金のお支払い対象とならない精神障害、薬物依存』をご参照ください。

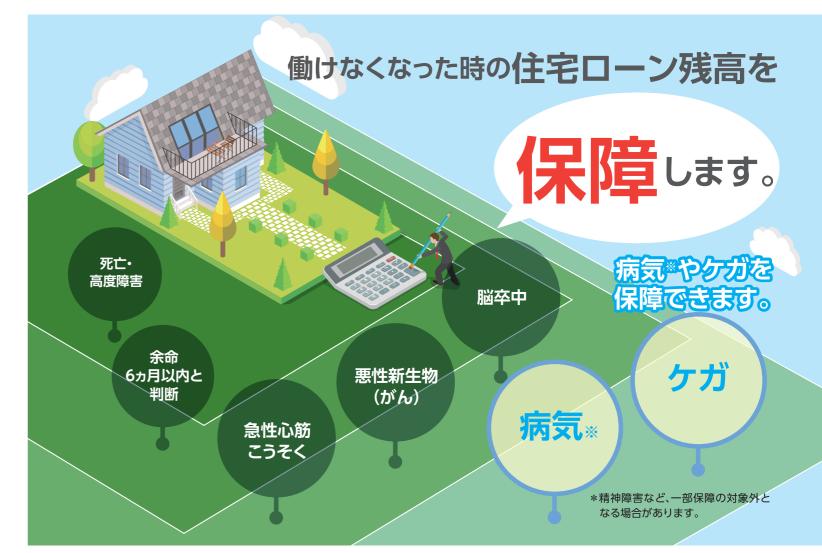
保険正式名称	3大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険	団体信用就業不能保障保険
引受保険会社	複数の生命保険会社による共同引受 (事務幹事保険会社:明治安田生命保険相互会社)	明治安田生命保険相互会社

・これらの保険の詳細については、「申込書兼告知書」に添付の「団体信用就業不能保障保険および3大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険 重要事項に関するご説明」、および、「申込書兼告知書」裏面の「団体信用就業不能保障保険および3大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険のご説明」を必ずご確認ください。

# 3大トータルサポート団信

詳しくはこちらの二次元 コードから専用サイトへ ジャンプ!!

<団体信用就業不能保障保険・3大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険>



# 1 ご加入について

### ①加入対象者

新たにご融資を受けられる所定の年齢範囲内の方のうち、 事務幹事保険会社が承諾した方がご加入いただけます。 ただし、以下に該当する場合は、団体信用就業不能保障 保険および3大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付 団体信用生命保険にはご加入いただけません。

- ●がん(悪性しゅよう・肉腫・悪性リンパ腫・白血病・上皮内がん・皮膚がんを含みます)の既往歴のある方
- ●告知日現在、病気またはけがにより休職中・休業中の方

### ②加入手続き

「申込書兼告知書」をご提出いただきます。なお、借入金額(保険金額)が通算で5,000万円を超える場合には、事務幹事保険会社所定の「専用診断書」をご提出ください。また、告知の内容によっては医師の診断書等を追加してご提出いただくことがあります。

※健康状態によっては、ご加入をお断りする場合もございますのであらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。

取扱金融機関



for your dream and happiness

MY-A-22-LF-005981 (2022.8)

# 特徵

ご加入者が保険期間中に以下のお支払事由に該当された場合に、保険金等をお支払いし、債務の 返済に充当するしくみの団体保険です。(以下、(\*)は当チラシの4頁をご参照ください)

死亡されたとき

保障開始日以後の傷害または疾病により、 所定の高度障害状態になられたとき (\*1)

### リビング・ニーズ

余命6ヵ月以内と判断されるとき

大

脳卒中

保障開始日以後の疾病を原因として、保険期間中に次のいずれかの状態に該当されたとき ①所定の脳卒中を発病し、その脳卒中の治療を直接の目的として、 病院または診療所において手術を受けたとき (\*3)

組織学的所見(生検)により診断確定されたとき(\*2)

所定の悪性新生物(がん)に罹患したと医師によって病理

②所定の脳卒中を発病し、その脳卒中により初めて医師の診療を受けた日からその日を 含めて60日以上、所定の状態が継続したと医師によって診断されたとき (\*4)

疾 急性心筋 病

保障開始日以後の疾病を原因として、保険期間中に次のいずれかの状態に該当されたとき ①所定の急性心筋こうそくを発病し、その急性心筋こうそくの治療を直接の目的として、 病院または診療所において手術を受けたとき (\*3)

②所定の急性心筋こうそくを発病し、その急性心筋こうそくにより初めて医師の診療を 受けた日からその日を含めて60日以上、所定の状態が継続したと医師によって診断さ

### ケガや病気

保障開始日以後の傷害 または疾病により、所定 の就業不能状態(\*5)と なり、その状態が3ヵ月 を超えて継続したとき

就業不能状態の 継続期間4~12ヵ月 毎月の 返済額を保障

就業不能状態が 12ヵ月を超えたら

宅

口

残

高

を

保

障

П

完

済

### 万一への備え(死亡・高度障害)

### 3大疾病への備え

がん罹患後の 勤務先での就労状況

罹患前と同じ 47% 休職 解雇

変わった 53%

なと

依願退職

出典:厚生労働省 労働基準局 治療と職業生活の両立等の支援に関する検討会

「第2回 治療と職業生活の両立等の支援に関する検討会 (2012年3月12日)」 資料より

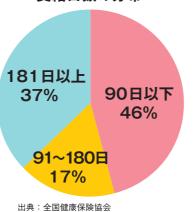
介護が必要となった 主な原因(40~64歳)

その他 54% 脳卒中 関節疾患 46% ・認知症 ・糖尿病 悪性新生物

出典:厚生労働省「国民生活基礎調査」(令和元年)

### 傷病手当金の 受給日数の分布

ケガや病気への備え

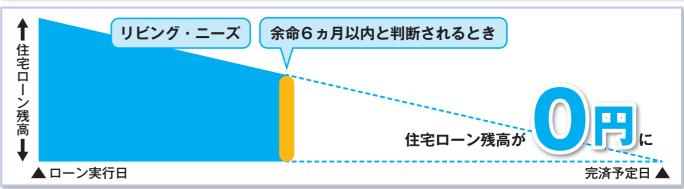


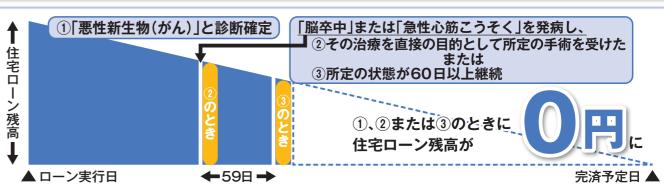
「2020年 現金給付受給者状況調査報告」

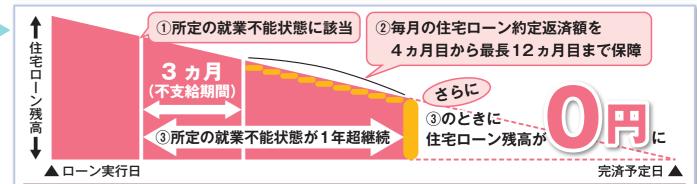
# 3 お支払いのイメージ

お支払事由により、該当する時期やお支払いの対象となる金額は異なります。









「所定の就業不能状態」について(\*5)



「病院」もしくは「診療所」への治療を目的とした「入院」をしていること

- ▶上記の「病院」もしくは「診療所」とは、次のいずれかに該当したも のとします。
- ①医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施 設を有する診療所
- ②上記①の場合と同等の日本国外にある医療施設
- ▶上記の「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ、自宅等で の治療が困難なため、病院もしくは診療所に入り、常に医師の管理 下において治療に専念することをいいます。
- 以下のいずれかに該当する状態にあり、医師の指示による「在宅療 養」をしていること
- ①身のまわりのある程度のことはできるが、しばしば介助が必要 で、日中の50%以上は就床しており、自力では屋外への外出等 がほぼ不可能となったもの
- ②身のまわりのこともできず、常に介助を必要とし、終日就床を 強いられ、活動の範囲がおおむねベッド周辺に限られるもの
- ▶上記の「在宅療養」とは、日本国内にある自宅等(病院および診療所 以外の場所をいいます。)で治療、養生に専念することをいいます。